

# 浦安市国民保護計画の見直しについて（概要）

## 1. 浦安市国民保護計画について

浦安市国民保護計画（以下「計画」という。）は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、国民の保護に関する基本指針（以下「基本指針」という。）及び千葉県国民保護計画を踏まえ、市が作成した計画です。（平成19年4月策定）

## 2. 計画変更の背景

平成29年12月19日に「基本指針の一部変更」が閣議決定され、国の基本方針、千葉県国民保護計画の見直しが行われました。これらの変更等を踏まえ、市としても、国・県と整合を図り、計画の変更をするものです。

## 3. 主な変更内容

### （1）国の基本指針の変更に伴うもの

- ①新たな脅威や平和と安全に影響を与える多様な事態に備えるため、武力攻撃災害への対応訓練や地下への避難訓練等を様々な想定で行うとともに、実際の資機材を使用するなど訓練をより実践的なものとするよう努めます。
- ②緊急事態において避難施設に住民を可能な限り受け入れることができるよう、県が行う避難施設の指定に協力することや、避難施設の収容人数、構造等を把握します。
- ③弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム（Jアラート）による情報の伝達と弾道ミサイル落下時の行動の周知に努めます。

### （2）新たなシステム運用に伴うもの

- ①国と地方公共団体間で国民保護に関する緊急情報を通信するために「緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）」を活用します。
- ②「全国瞬時警報システム（J-ALERT）」により国から送信された国民保護に関する緊急情報を防災行政用無線等で迅速に伝達します。
- ③市は、収集・整理した安否情報を「安否情報システム」を使用して、県へ報告します。

### （3）その他

- ①平成25年6月の災害対策基本法の一部改正に伴い、災害発生時の避難等に特に支援を要する方を「災害時要援護者」から「避難行動要支援者」及び「要配慮者」へ名称変更します。
- ②人口、気象データ等の統計数値を最新の数値に更新します。